

令和6年度
創立151年

学校教育目標 仲よし 元気 やる気

10月21日(月)発行



南畑小だより

11月号

児童数 382名

富士見市立南畑小学校 〒354-0002 富士見市上南畑1280 TEL251-1139 FAX254-8577

落ち着いて 学習する

「学校は学ぶところ」です。10月の全校集会では、「どうして、学習するのか」について、話しました。

学校で一番たくさんすること、それは「学習」「授業」です。1日、5時間～6時間しています。高学年の人は1週間で、30時間近く学習しています。

なぜ、子供は学校で学習するのでしょうか。皆さん考えてみましょう。

私は、こう考えます。

学習することで、①新しい事を知ったり、分かったりできます。

②たくさんことができるようになります。

③考える力を伸ばすことができます。

一言で言うと、「学習することで、賢くなります。」

そして、『賢くなる』ことで、「自分の可能性」が広がります。

- ・自分の将来の夢が広がります。
- ・自分の生き方をよりよくする事につながります。
- ・自分の事や相手の事を深く考えられるようになります。そうすると、人にやさしくなれます。

そして、自分の幸せにつながります。

皆さん、1時間1時間の「学習」「授業」を大切に、賢くなってください。

<交通ルールを守る>

最近、南畑小の児童の登下校の状況について、何件か注意を受けています。

- ・歩道を歩かないで、車道を歩いている。
- ・歩道の縁石の上を歩いている。
- ・横断歩道で、斜めにわたっている。

(スクランブル交差点のように)

自分の安全を守るために、ルールを守りましょう。そして、道路を使う他の人(中高生、歩行者、自動車)の迷惑にならないように交通ルールを守りましょう。各家庭で子供たちに話してください。そして可能な範囲で、登下校の見守りをお願いします。地域の皆様のご協力もいただけると大変ありがたいです。

<富士見高校から>

「高校図書館の見学」の案内

○11月15日(金)

15:45～16:45

○富士見高校5階図書館

○持ち物

鉛筆などの筆記用具、

靴入れと上履き

*下校後に行ってください。

*保護者同伴、自転車も可です

(南畑小 校長)

11月の行事予定

生活目標「本をたくさん読もう」
保健目標「寒さに負けない健康な体をつくろう」

日	曜	行事
11/1	金	赤とんぼ発表会（校内）
2	土	赤とんぼ発表会（公開）普3
3	日	文化の日
4	月	振替休日
5	火	振替休業日
6	水	全校集会・委員会
7	木	
8	金	市内音楽会（4年）
9	土	歌声フェスタ（合唱団参加）
10	日	
11	月	あそび隊
12	火	体育集会
13	水	クラブ
14	木	県民の日
15	金	普4 5年校外学習
16	土	
17	日	
18	月	避難訓練 あそび隊
19	火	児童集会
20	水	クラブ 学校運営支援者協議会(9:30~11:30)
21	木	なんばタイム
22	金	
23	土	勤労感謝の日
24	日	
25	月	あそび隊 落ち葉拾い
26	火	音楽集会
27	水	委員会
28	木	6年金管アンサンブル鑑賞会
29	金	普通4時間 集金日 鼓笛隊引継ぎ式
30	土	

【お知らせとお願い】

◆赤とんぼ発表会（公開）について

日時：11月2日（土）

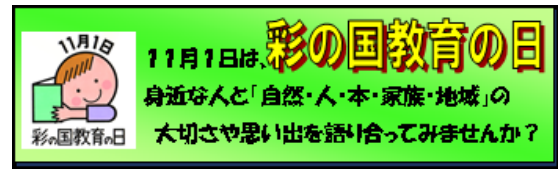
場所：本校体育館

日程： 8：20 会場
8：50 開演
11：15 終演

※保護者の方の参観に制限は設けません。

※詳細は、9月30日配布のお手紙、後日配布のプログラムをご確認ください。

※赤とんぼ発表会を「きらり☆ふじみ」で実施することは、先日の学校説明会でお話させていただいた通り、児童数の増加により難しくなりました。体育館で実施します。ご理解ください。



◆北風マラソンの変更について

昨年度まで、11月に実施していた北風マラソンですが、先日の学校説明会でお話させていただいた通り今年度より実施時期と方法を変更します。

実施時期は、練習期間の確保のため、2月となります。実施方法は、昨年度までのコース走ではなく、学習指導要領に基づき、時間走（学年に応じた時間内に走った距離を記録する。）とします。児童の健康面の安全確保及び、学習効果を考へての変更です。ご理解ください。

当日は、保護者・地域の皆様にご参観いただけます。詳細が決まりましたら、別途通知にてご案内いたします。

◆12月3日（火）の日課について

上記の期日で指導者を招聘しての職員研修を実施いたします。つきましては、全学年日課を普通日課5時間としますのでご承知おきください。

◆11月は「いじめ撲滅強調月間」です

いじめられた子供には心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。埼玉県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」と定め、いじめ問題の根絶に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら一人で悩まず相談・通報してください。



「KOBATON」